

事業承継・ M&A補助金

【13次公募】

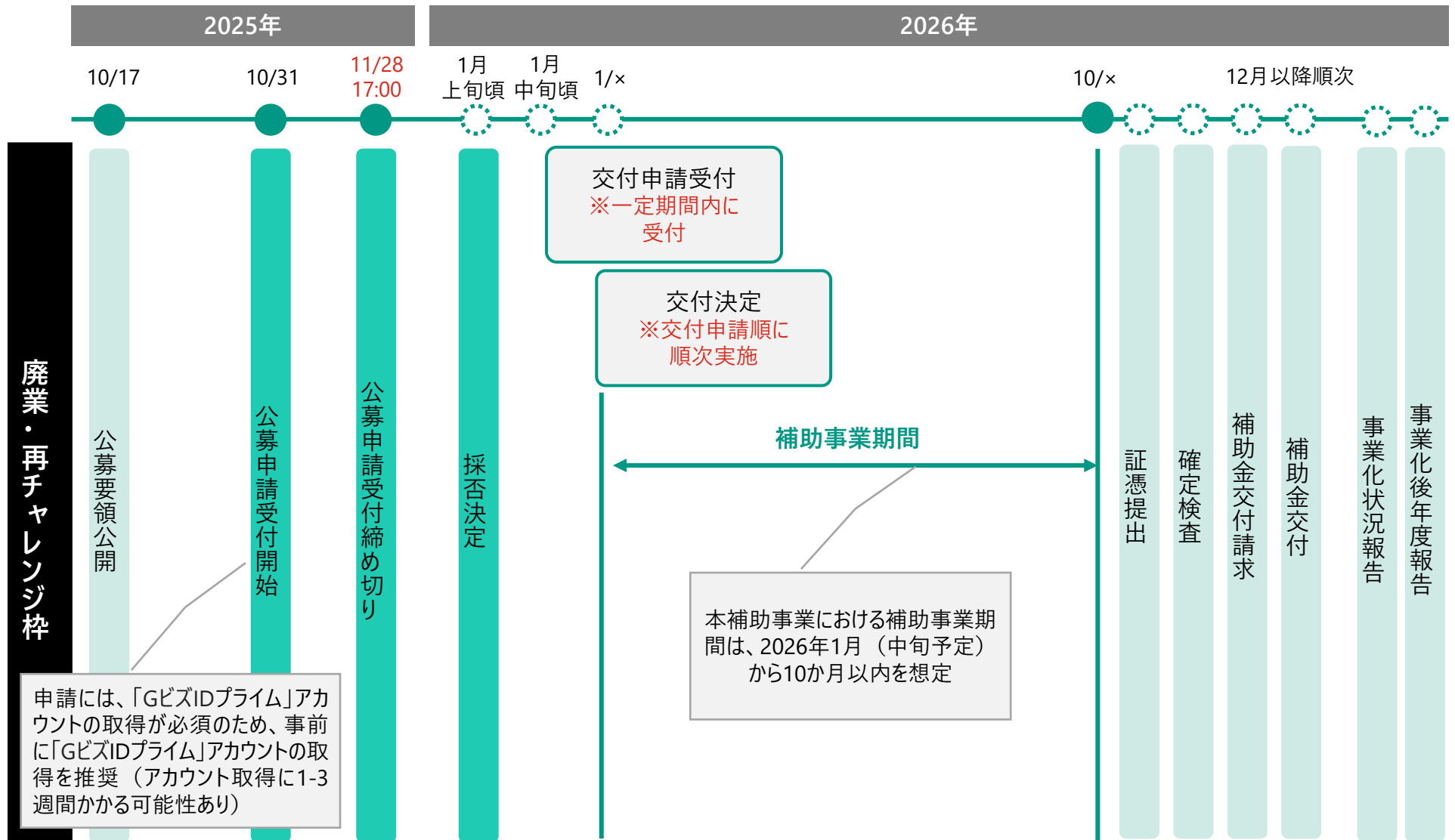
廃業・再チャレンジ枠 公募説明会



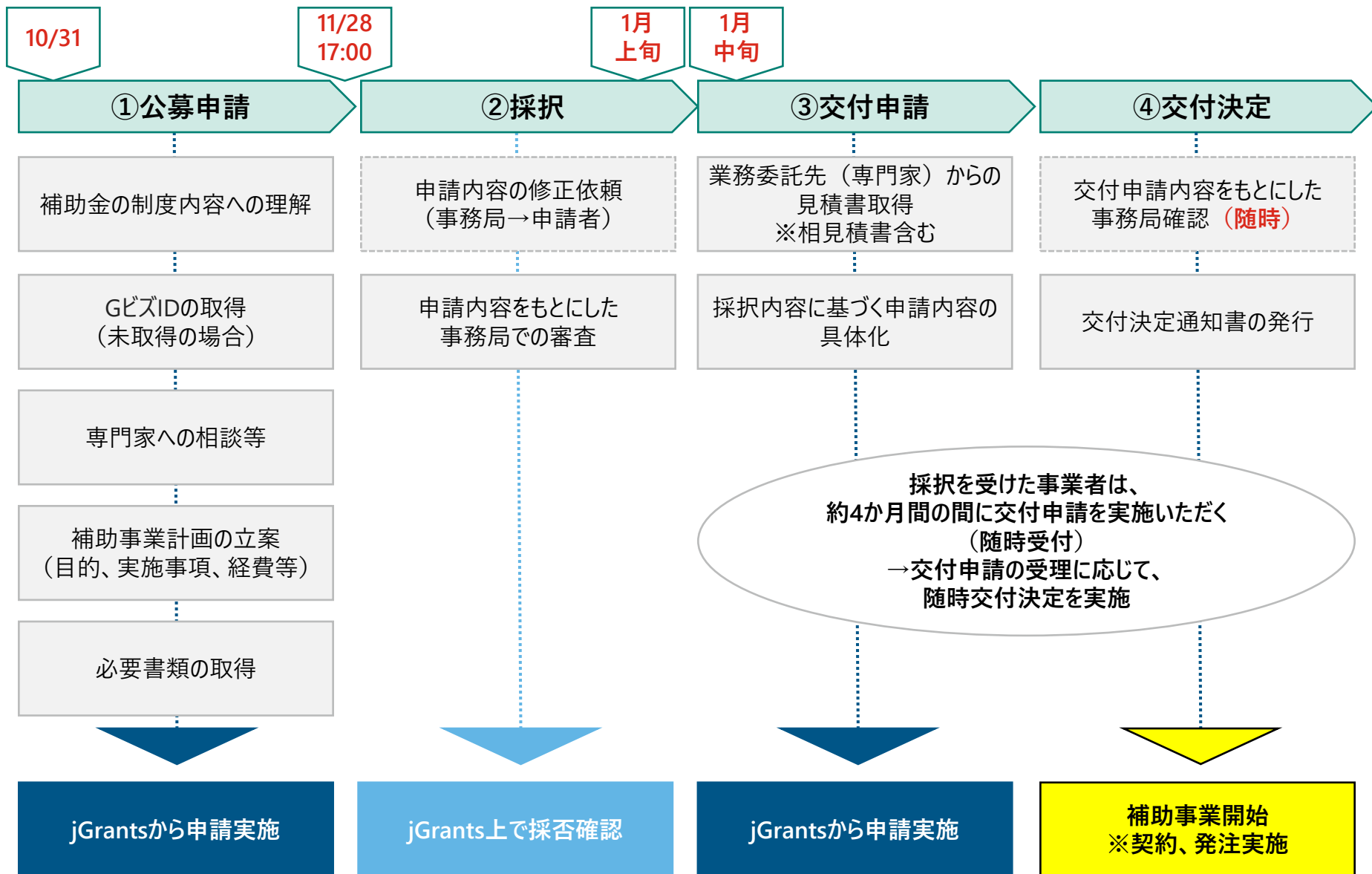
事業承継・M&A補助金【13次公募】の概要

事業承継・M&A補助金事務局

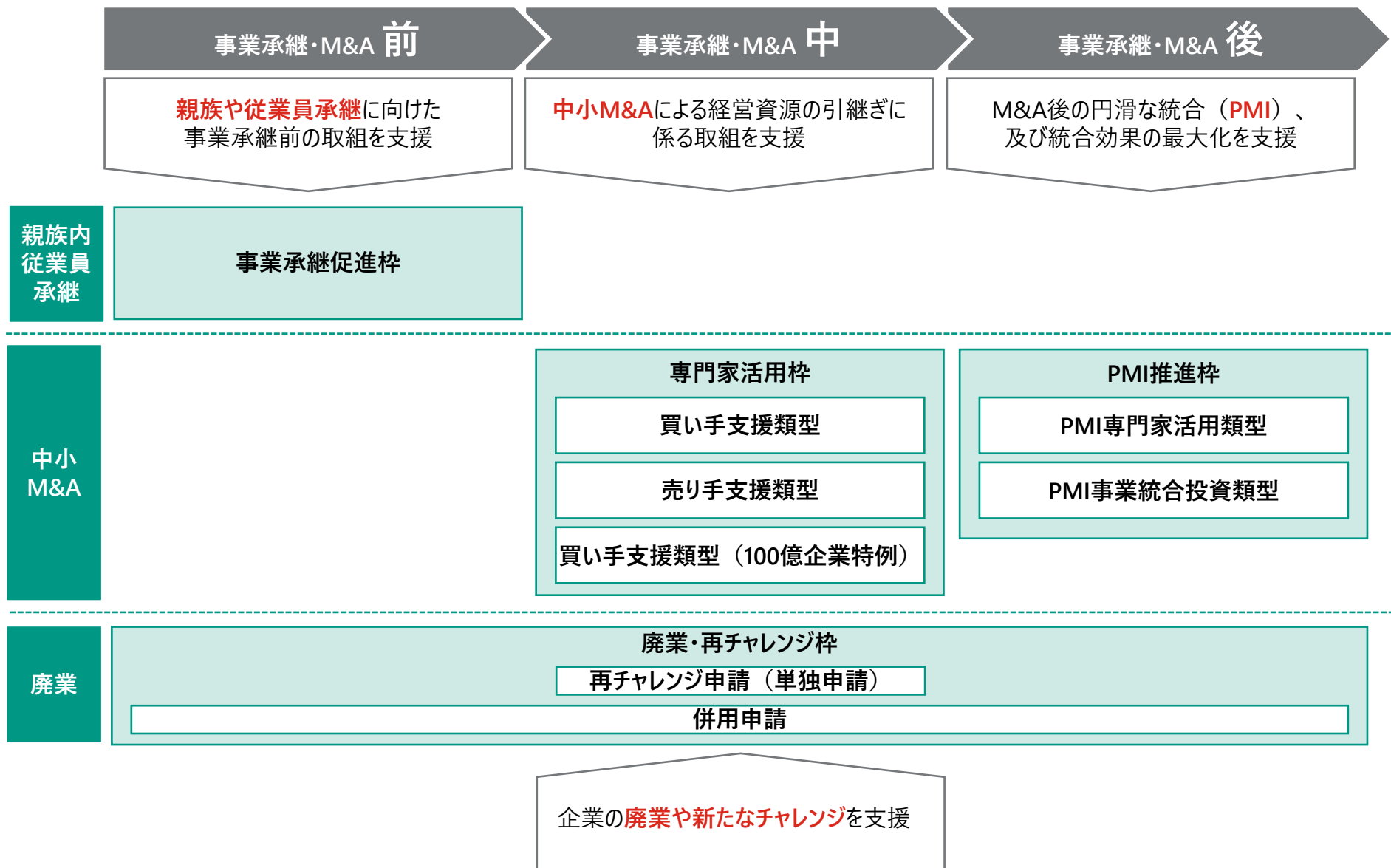
本補助金（13次公募）のスケジュール



13次公募の公募申請～交付決定のプロセス



事業承継・M&A補助金の各事業枠について



廃業・再チャレンジ枠

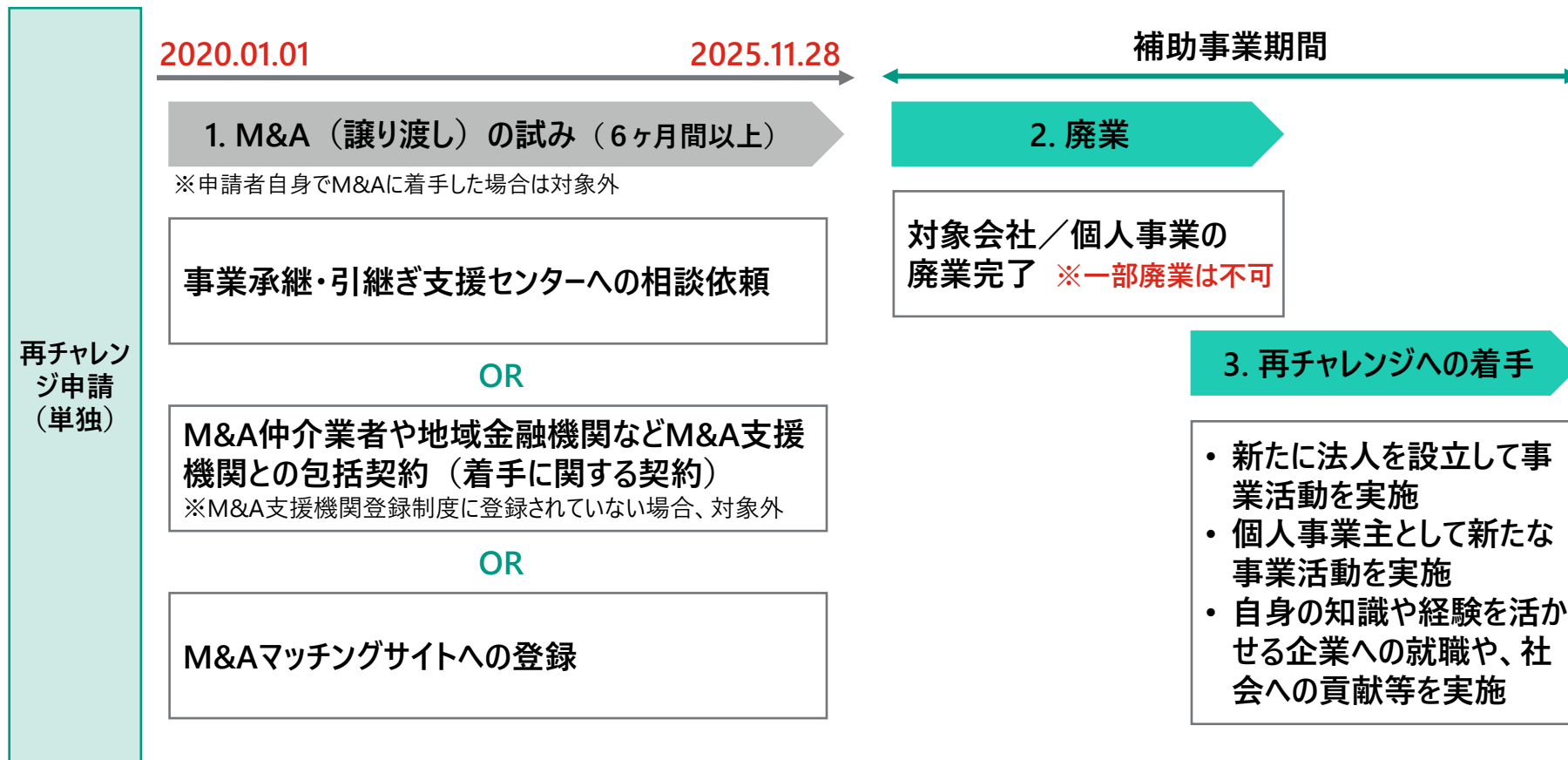
補助事業の概要

廃業・再チャレンジ枠は、単独で申請する「再チャレンジ申請」と、他の枠と共に申請する「併用申請」の2種があります

廃業・再チャレンジ枠	補助事業の概要	他の枠との申請	対象となる補助事業
再チャレンジ申請 (単独)	M&Aで事業を譲り渡せなかった中小企業者による廃業及び再チャレンジを支援するものとして、M&Aによって事業を譲り渡せなかった中小企業者等の株主、または個人事業主が、地域の新たな需要の創造または雇用の創出にも資する新たなチャレンジをするために、既存事業の廃業を支援する類型	不可	- 会社自体を廃業するために、補助事業期間内に廃業登記を行う、在庫を処分する、建物や設備を解体する、原状回復を行う等による、廃業の完了 - 廃業後の新法人設立や個人事業主としての事業活動、就職や、社会への貢献等の再チャレンジの実施
併用申請	事業承継又はM&Aによる事業の譲り渡し、譲り受けに伴う、中小企業者等の事業の全部又は一部廃業を支援する類型	他の枠、支援類型との併用申請を前提とする - 事業承継促進枠 - 専門家活用枠 - 買い手支援類型 100億企業特例 - 売り手支援類型 - PMI推進枠 - PMI専門家活用類型 - 事業統合投資類型	事業の一部を廃業（事業撤退）するために、補助事業期間内に廃業登記を行う、在庫を処分する、建物や設備を解体する、原状回復を行う等 - 専門家活用枠の売り手支援類型においては、M&Aによって事業を譲り渡す事業者が、手元に残った事業を廃業する場合

補助事業の概要

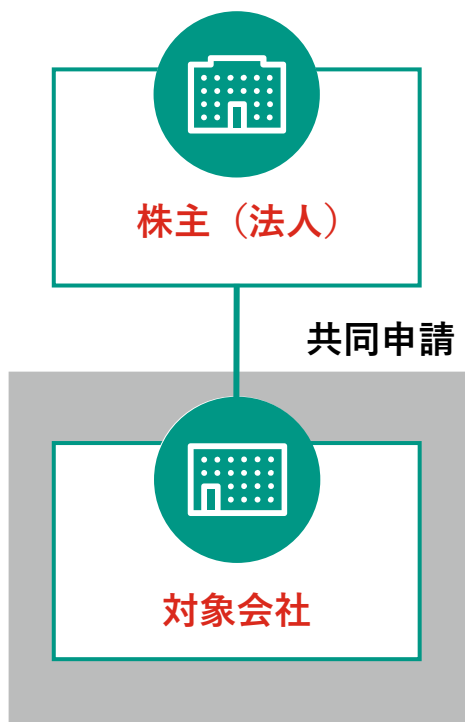
再チャレンジ申請については、以下1～3の要件を満たすことが必要となります



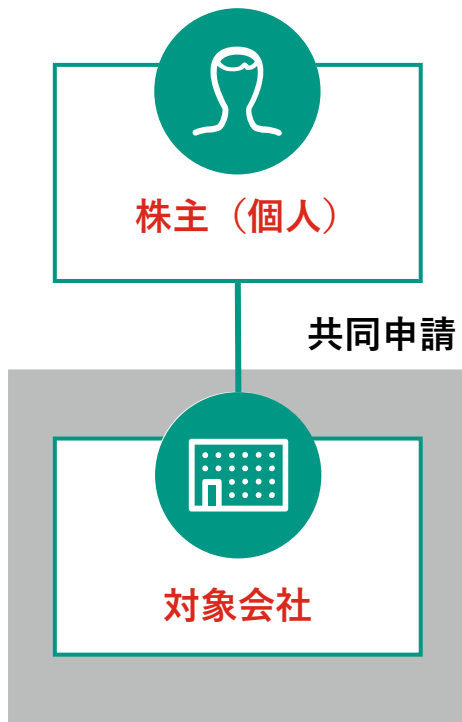
補助対象者

補助対象者は、申請者の属性により、以下3パターンが対象となります

1. 支配株主又は株主代表 （法人） + 対象会社



2. 支配株主又は株主代表 （個人） + 対象会社



3. 個人事業主



廃業対象

補助上限額、補助率等

廃業・再チャレンジ枠

類型	補助率	補助下限額	補助上限額
再チャレンジ申請 (単独申請)	補助対象経費の 2/3以内	50万円	150万円以内
併用申請	他補助事業枠の 補助率に従う		

※上表は補助率や補助額の概略である。詳細および注意事項については、必ず公募要領を確認すること

補助対象となる経費と経費区分

- ① 使用目的が補助対象事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 補助事業期間内に契約・発注を行い支払った経費
- ③ 補助事業期間終了後の実績報告で提出する証拠書類等によって、金額・支払い等が確認できる経費

経費区分	概要
I. 廃業費	
廃業支援費	廃業に関する登記申請手続きに伴う司法書士等に支払う経費
在庫廃棄費	既存の事業商品在庫を専門業者に依頼して処分した際の経費
解体費	既存事業の廃止に伴う建物・設備等の解体費
原状回復費	借りていた設備等を返却する際に義務となっていた原状回復費用
リースの解約費	リースの解約に伴う解約金・違約金
移転・移設費	効率化のため設備等を移転・移設するために支払われる経費 ※併用申請のみ計上可

※詳細および注意事項については、必ず公募要領を確認すること

お問い合わせ先

特設Webサイト

事業承継・M&A補助金（13次公募）

<https://shoukei-mahojokin.go.jp/r6h/>

11次公募～

事業承継

M & A 補助金

本サイトでは11次公募以降の情報を掲載しています。

1～10次公募の情報は、公募回別のサイトからご覧ください。



連絡先

事業承継・M&A補助金
事務局（13次公募）

< 専門家活用／廃業・再チャレンジ >

☎ [050-3145-3812](tel:050-3145-3812)

< 事業承継促進 >

☎ [050-3192-6274](tel:050-3192-6274)

< PMI推進 >

☎ [050-3192-6228](tel:050-3192-6228)

お問い合わせ受付時間

9：30～12：00、13：00～17：00
（土・日・祝日を除く）